

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年11月20日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
雑穀	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウゲイ	岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 登米市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。.

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年11月20日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	大田原市、壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)
	こしあぶら(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須川町
	さんじょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
千葉県	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
	出荷制限	
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	出荷制限
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

福島県	出荷制限
	<p>H23.3.21～: 下記の地域除外</p> <p>H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(由都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、東白河、西郷町、村上町、坂町、矢祭町 H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(鹿島町のうち、島崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。) H23.3.21～6.8解除: 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字高木、原町区高倉字高木森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄村、喜多方市、磐梯岐阜村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和町、棚倉町、玉川村、広野町、栗葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p>
原乳	<p>H23.3.21～: 下記の地域除外</p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白石市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鮫川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、椎枝岐村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 都市市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.21～H23.5.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
ホウレンソウ、カキ	<p>H23.3.23～: 下記の地域除外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白石市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鮫川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、椎枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.1解除: 都市市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H23.5.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)	<p>H23.3.23～: 下記の地域除外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白石市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.28解除: 广野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H23.5.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
アブラ科の花番烟(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～: 下記の地域除外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白石市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鮫川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椎枝岐村、只見町 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.15解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 广野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H23.5.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
カブ	<p>H23.3.23～: 下記の地域除外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椎枝岐村、只見町 H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H23.5.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
野菜類	<p>H23.4.19～: 伊豆市、沼津市、静岡県内(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.4.19～: 田村市</p> <p>H23.4.19～: 湘南地区</p> <p>H23.4.19～: いわき市</p> <p>H23.4.19～: 本郷市</p> <p>H23.4.19～: 江北町、大船町、大根町、沼津町、北条町、伊豆市、沼津市、静岡県内(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.10.18～: 二本松市</p> <p>H23.7.19～H26.7.11期間: 伊豆市</p> <p>H23.7.22～H26.7.11期間: 新地町</p> <p>H23.11.14～: 川内村</p> <p>H23.10.31～: 福島市、いわき市</p> <p>H23.5.9～: 福島市、古殿町(米倉畠田に属する野牛生ノコに限る)</p> <p>H23.10.15～: 福島市、郡山市、喜多方市、福島市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、磐越野町、川俣町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、坂町、矢祭町、塙町、福島市、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椎枝岐村、只見町</p> <p>H23.10.18～: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椎枝岐村、只見町</p> <p>H23.10.12～: 会津若松市</p> <p>H23.9.25～: 西会津町</p> <p>H23.10.3～: 只見町</p> <p>H26.11.12～: 会津美里町</p> <p>H26.9.25～: 西会津町</p> <p>H26.9.22～: 三春町</p> <p>H26.10.2～: 碓氷町</p> <p>H23.6.9～: 福島市、福島市、三春町</p> <p>H23.6.19～: 南相馬市、木曾岬市、喜多方市、福島市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、磐越野町、川俣町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、坂町、矢祭町、塙町、福島市、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椎枝岐村、只見町</p> <p>H23.5.9～5.30解除: 平野村</p> <p>H23.5.9～6.8解除: いわき市</p> <p>H24.4.9～: 伊豆市</p> <p>H24.4.9～: 天然村</p> <p>H23.5.13～5.24解除: 天然村、御殿町</p> <p>H24.4.10～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.4.23～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.4.27～: 福島市</p> <p>H24.5.25～: 那山町</p> <p>H25.6.14～: 川内村</p> <p>H25.6.19～: 白河市、磐越野町</p> <p>H25.6.10～: 田村市</p> <p>H26.6.14～: 天然村</p> <p>わさび(細において栽培されたものに限る。)</p> <p>H24.4.10～: 伊達市、川俣町</p> <p>うど(野生のものに限る。)</p> <p>H26.6.14～: 福島市、相馬市、広野町、喜多方村</p> <p>H26.6.19～: 川内村</p>

*の箇所は、出荷制限の対象

福島県		
穀類 米(平成26年度)	<p>H26.3.20～：福島県南相馬市(平成24年8月30日付け指示により設定された居住制限区域を除く区域に限る。)、川内町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成24年1月30日付け指示により設定された居住制限区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成24年1月30日付け指示により設定された居住制限区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年8月30日付け指示により設定された居住制限区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年8月16日付け指示により設定された居住制限区域を除く区域に限る。)(県の定める管轄計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。)</p>	
イカゴの稚魚	<p>H23.4.20～H24.6.22解禁：全域</p> <p>H23.8.6～：秋元川、猪瀬川及び小野川流域並びにこれらの中に入流する河川、長瀬川(黒川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)</p> <p>H23.8.17～：喜多方川(支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～：新潟川(支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～：太田川(支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～：鶴川(支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～：喜多方川、猪瀬川及び小野川流域並びにこれらの中に入流する河川、喜多方川(黒川との合流点から上流の部分に限る。)及び日穂川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～H25.7.30解禁：福島県内の久慈川(支流を含む。)</p>	
ヤマメ(養殖を除く。)	<p>H23.8.17～：喜多方川(支流を含む。)</p> <p>H23.8.27～：喜多方川のうち喜多ダムの下流(支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～：秋元川、猪瀬川及び小野川流域並びにこれらの中に入流する河川、喜多方川(黒川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.4.24～：喜多方川、猪瀬川及び小野川流域並びにこれらの中に入流する河川、喜多方川(黒川との合流点から上流の部分に限る。)及び日穂川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)</p> <p>H24.5.24～H26.10.24解禁：福島県内の喜見川川のうち喜多ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.6.31～：阿武隈川のうち喜多ダムの上流(支流を含む。)</p>	
ウグイ	<p>H24.6.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)</p> <p>H23.8.27～：喜多方川のうち喜多ダムの下流(支流を含む。)、喜田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)</p> <p>H24.4.24～：喜多方川、猪瀬川及び小野川流域並びにこれらの中に入流する河川、喜多方川(黒川との合流点から上流の部分に限る。)及び日穂川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)</p>	
ウナギ	<p>H24.6.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。)</p> <p>H23.8.27～：喜多方川のうち喜多ダムの下流(支流を含む。)、喜田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)</p> <p>H24.4.12～：喜川(支流に限る。)</p>	
アユ(養殖を除く。)	<p>H24.4.24～：秋元川、小野川及び猪瀬川流域並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム下流(支流を含む。)、長瀬川(黒川との合流点から上流の部分に限る。)並びに日穂川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、喜多ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.6.19解禁：喜川(支流を含む。)</p> <p>H24.4.24～H26.8.26解禁：只見川のうち本名ダムから上田ダムの間(支流を含む。)</p>	
コイ(養殖を除く。)	<p>H24.6.27～：秋元川、喜田川及び猪瀬川流域並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに喜田川(黒川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.6.10～：福島県内の阿武隈川のうち喜多ダムの下流(支流を含む。)</p> <p>H26.9.16～：福島県内の阿武隈川のうち喜多ダムの上流(支流を含む。)</p>	
フナ(養殖を除く。)	<p>H24.4.27～：喜田川(支流を含む。)、喜田川(黒川との合流点から上流の部分に限る。)並びに喜野川(支流を含む。)</p> <p>H24.6.10～：福島県内の阿武隈川のうち喜多ダムの下流(支流を含む。)</p>	
水産物	<p>アイナメ</p> <p>アカツタビラメ</p> <p>イカゴ(稚魚を除く。)</p> <p>イガレイ</p> <p>ウスバヒル</p> <p>ウミナゴ</p> <p>エゾイソイナメ</p> <p>キワシメハリ</p> <p>クロクシシタ</p> <p>クロロイ</p> <p>クログダイ</p> <p>ケムシカジカ</p> <p>コモシカベ</p> <p>サクラマス</p> <p>サブロウ</p> <p>シロハリ</p> <p>スズキ</p> <p>ニベ</p> <p>ヌマガレイ</p> <p>ハサクレイ</p> <p>ヒガシワカ</p> <p>ヒラメ</p> <p>ホシガレイ</p> <p>マニアゴ</p> <p>マコガレイ</p> <p>マコチ</p> <p>マダラ</p> <p>ムシタレイ</p> <p>ムラノイ</p> <p>メイタガレイ</p> <p>ビスクガレイ</p> <p>アカガレイ</p> <p>スカトウダラ</p> <p>マガレイ</p> <p>ナガヅカ</p> <p>マツカワ</p> <p>ホシメダ</p> <p>ショウサイワフ</p> <p>サヨリ</p> <p>カサゴ</p> <p>ユメカサゴ</p> <p>ホウズク</p> <p>キタムラサキウニ</p> <p>牛の肉</p> <p>イノシシの肉</p> <p>カルガモの肉</p> <p>キジの肉</p> <p>クマの肉</p> <p>ノウサギの肉</p> <p>ヤマドリの肉</p>	<p>H24.6.22～H25.10.9解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H24.6.22～H25.12.17解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H24.6.22～H26.4.16解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H24.7.20～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H24.8.23～H26.4.15解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H25.2.14～H26.4.15解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H26.8.9～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H26.3.25～H26.3.29解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H26.8.29～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H26.8.29～H26.9.7解禁：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p> <p>H26.7.10～H26.8.25解禁：金崎(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除外。)</p> <p>H26.11.4～：福島市、南相馬市、佐野町、猪瀬町、喜多方町、大郷町、東栄町、猪瀬町、内川町、高岡町、福島村</p> <p>H23.11.26～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、磐町、喜多方町、猪瀬町、大玉村</p> <p>H23.12.2～：喜多方市、猪瀬町、白河市、白河町、いわき市、磐石町、石川町、猪川町、古瀬町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、矢来町、大栗町、玉川町、平田町、西郷町、泉崎町、中島町、飯川町</p> <p>H26.7.5～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪瀬町、猪瀬代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、会津美里町、北郷町、湯川村、昭和町、下郷町、只見町、南会津町、猪枝坂村</p> <p>H25.1.30～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪瀬町、猪瀬代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、会津美里町、北郷町、湯川村、昭和町、下郷町、只見町、南会津町、猪枝坂村</p> <p>H25.1.30～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪瀬町、猪瀬代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、会津美里町、北郷町、湯川村、昭和町、下郷町、只見町、南会津町、猪枝坂村</p> <p>H25.1.30～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪瀬町、猪瀬代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、会津美里町、北郷町、湯川村、昭和町、下郷町、只見町、南会津町、猪枝坂村</p> <p>H26.11.19～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪瀬町、猪瀬代町、会津坂下町、御津町、三島町、金山町、会津美里町、北郷町、湯川村、昭和町、下郷町、只見町、南会津町、猪枝坂村</p>

※□の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成26年11月20日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 十和田市、藤上町 H24.10.30～: 青森市 H25.10.1～: 鈴戸町
	水産物	マダラ H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東成村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	若手県	出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.8.31～: 一関市、奥州市 H25.4.30～: 薩摩村
	原木ぐりだけ(露地栽培)	H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 薩摩村市、住田町 H24.4.20～: 大船渡市
	原木じいたけ(露地栽培)	H24.4.25～: 一関市、金石市、高岡市、平泉町、大船渡市 H24.5.7～: 通野市、金ヶ崎町 H24.6.7～H26.10.7一部解除: 花巻市、北上市、山田町 H25.5.10～H25.6.8解除: 盛岡市
	木本なめこ(露地栽培)	H24.10.18～: 大船渡市、金石市 H24.10.23～: 薩摩村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.10.18～: 金石市 H24.10.18～: 高岡市 H24.10.29～: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～: 通野市 H25.10.9～: 住田町 H24.5.10～: 高岡市、花巻市 H24.5.14～: 盛岡市 H24.6.15～: 金石市 H24.5.18～: 住田町 H25.5.9～: 北上市 H25.5.18～: 通野市 せり(野生のものに限る。) H24.5.30～: 一関市、奥州市 せんまい H24.6.16～: 高岡市、奥州市 H24.6.17～: 一関市 わらび(野生のものに限る。) H25.6.4～: 金石町 H26.5.7～: 金石市
	甘藷	大豆 H25.1.4～H25.2.4一部解除: 一関市(旧豊前水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) 穀類 ソバ H24.11.3～H26.4.11解除: 強羅郡(旧大原町の区域に限る。) (一関市(旧大原町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) スズキ H24.10.26～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 クロダイ H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ H24.5.2～H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 ヒラメ H25.6.4～H25.3.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた向市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線 イワナ(稚稚を除く。) H24.5.11～: 鶴来川(支流を含む。) 及び砂利川(支流を含む。) ウグイ H24.6.12～H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11～H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)
	肉	牛の肉 H23.8.1～H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) クマの肉 H24.9.10～: 金城 シカの肉 H24.7.26～: 金城 ヤマドリの肉 H24.10.22～: 金城
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 葉原市 H24.5.1～H26.4.17解除: 丸森町(旧豊野村の区域に限る。)
	原木じいたけ(露地栽培)	H24.1.18～: 白石市、角田市 H24.3.15～: 仙台市 H24.4.5～: 村田町 H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 葉原市 H24.4.19～: 石巻市 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大衡村 キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.18～: 葉原市、大崎市 H28.9.24～: 仙台市 H24.4.27～: 大崎市、葉原市 H24.5.7～: 川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9～: 色麻郡 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大衡村 くさそてつ(こごみ) H24.5.27～: 大崎市、葉原市 H24.5.2～: 加美町 H24.5.9～: 気仙沼市 H24.5.7～: 葉原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 こしあぶら H24.5.11～: 大崎市 H24.5.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.6.17～: 大崎市 たらのめ(野生のものに限る。) H28.4.25～: 気仙沼市、葉原市、大崎市
	雑穀	大豆 H25.1.4～H25.2.15一部解除: 葉原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) 穀類 米(平成25年度) H25.3.19～: 葉原市(旧豊野村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) ソバ H24.11.6～H26.4.11解除: 葉原市(旧金成村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H26.2.25解除: 大崎市(旧一里村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	水産物	クロダイ H24.6.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた向市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線 スズキ H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた向市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線 ヒラメ H24.5.30～H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた向市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線 マダラ H24.5.2～H25.1.17解除: 大崎市(1月の重量)1キログラム未満のものに限る。 H24.5.2～H25.1.17解除: マダラ(1月の重量)1キログラム以上のもの ヒガシマグロ H24.5.8～H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縦線、最大高潮時海岸線上宮城島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた向市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線 アユ(養殖を除く。) H28.6.27～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 ヤマメ(養殖を除く。) H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 H24.5.14～: 大崎川の八合ダムより上流(支流を含む。) 及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三道川のうち栗原ダムの上流(支流を含む。) 及び松川(支流を含む。) ただし、栗原川及びその支流並びに源川4号堰堤の上流を除く。 イワナ(養殖を除く。) H24.5.28～: 江合川のうち栗原ダムの上流(支流を含む。) 及び三道川のうち栗原ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～: 一迫川のうち花園ダムの上流(支流を含む。) 及び若石川のうち栗原ダムの上流(支流を含む。) H24.12.6～: 広瀬川(支流を含む。) H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 ウグイ H24.5.20～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
	肉	牛の肉 H23.7.26～H23.8.19一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) イノシシの肉 H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町 クマの肉 H24.6.25～: 金城(上記地図を除く。)

*[]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績:平成26年11月20日現在

山形県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10～：全城
秋田県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除：全城
ホウレンソウ		H23.3.21～4.17解除：全城(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市
カキナ		H23.3.21～4.17解除：全城
バセリ		H23.3.23～4.17解除：全城
タケノコ		H24.4.8～：南州市、小鶴石市、つくばみらい市 H24.4.19～：石巻市、鹽竈市、東松島市、名取市、大崎市、利府町 H24.4.19～：ひたなか市、鶴岡市、東根市
野菜類		H28.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H28.11.10～：茨城市、阿見町、常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたなか市、鶴岡市、東根市
原木シイタケ(露地栽培)		H23.10.14～：土浦市、鉾田市
原木シイタケ(施設栽培)		H23.11.10～：茨城市
こしあぶら		H24.5.1～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)
イシガレイ		H24.7.5～H25.6.29解除：北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スズキ		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメバル		H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.4.17～H26.5.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.11.9～H26.11.20解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカサペ		H24.6.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカナマ(養殖を除く。)		H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港周辺に深入する河川並びに常陸羽蘇川(整理を除く。)
ギンブナ		H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港周辺に深入する河川並びに常陸羽蘇川(整理を除く。)
ウナギ		H24.5.7～H28.10～：茨城県内の那珂川(定期を含む。) H28.11.2～：茨城県内の利根川(うなぎ大橋の下流)定期を含む。)
肉	イソシの肉	H28.12.2～H23.12.2～：即解禁：全城(県の認める旨の検査手順方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H25.11.11解除：結城市、霞ヶ浦市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～10.18解除：古河市、常総市、佐貫市、八千代町、猪町 H23.6.2～10.18解除：大子町 H23.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.2～H24.5.30解除：守谷市、那珂市、城里町 H23.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.2～H24.9.12解除：日立市 H23.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.2～H25.4.29解除：牛久市 H23.2～H25.6.17解除：小美玉市
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塙谷町
カキナ		H23.3.21～4.27解除：全城
原木シイタケ(露地栽培)		H24.2.15～：那須塩原市：矢板市 H24.4.10～H26.7.9～：宇都宮市、さくら市、塙谷町、高根沢町、那須町
原木シイタケ(施設栽培)		H24.4.10～H26.8.25～：那須塩原市：芳賀町 H24.4.11～：大田原市、日光市、佐野市 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：那須市(日嵩壳斗を除く。)、壬生町 H24.2.15～H28.10.24～：那須塩原：矢板市 H24.2.17～H25.10.23～：那須塩原：矢板市 H24.4.10～H26.8.25～：那須塩原：芳賀町 H24.4.12～：大田原市 H24.5.29～H26.8.25～：那須塩原：さくら市 H24.6.4～H26.6.17～：那須塩原：鹿沼市 H24.6.28～：壬生町 H24.11.29～H28.10.24～：那須塩原：日光市 H23.11.7～：鹿沼市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市
原木クリタケ(露地栽培)		H23.11.14～：足利市、佐野市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～：宇都宮市 H24.11.6～：塙谷町 H24.11.8～：壬生町 H23.11.14～：那須塩原市、日光市
原木ナメコ(露地栽培)		H24.10.4～：大田原市 H24.10.6～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.12～：那須川町 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.1～：大田原市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、塙谷町、那珂川町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H28.7.18～：茂木町
タケノコ		H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.6.13～：矢板市 H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市
くそてつ(ごみ)(野生のものに限る。)		H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.7～：那須塩原市、那須町
こしあぶら(野生のものに限る。)		H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.7～：宇都宮市、那須塩原市、塙谷町 H24.5.15～：さくら市 H25.4.25～：那須川町 H28.4.25～：高根沢町 H28.4.30～：市貝町 H24.5.1～：宇都宮市、日光市
さんしょう(野生のものに限る。)		H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.16～：大田原市
ぜんまい(野生のものに限る。)		H24.5.7～：日光市、那須町 H26.5.7～：鹿沼市
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町 H25.4.18～：宇都宮市 H25.4.18～：塙谷町 H28.4.18～：日光市 H28.5.1～：那須塩原市 H28.5.15～：さくら市
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H28.4.16～：宇都宮市、日光市 H28.5.28～：矢板市
クリ		H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～ 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.5.28解除: 荒井川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.1.23解除: 大芦川(支流を含む。) 及び桜木県内の那珂川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H28.8.25一部解除: 武茂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	H23.1.22～H25.12.5一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.1.22～ H25.1.22～ 金城
その他	茶	H23.7.5～H24.6.1解除: 栃木市 H23.8.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウセンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、綿北村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.18～: 安中市 H24.10.29～: 境野町 H24.11.13～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 薩摩川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所審美川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.1.9解除: 薩摩川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.27～: 萩原川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所審美川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.27～H25.4.25解除: 小川川(支流を含む。) 及び椎ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城
	クマの肉	H24.9.10～: 金城
	シカの肉	H24.11.14～: 金城
	ヤマドリの肉	H25.1.23～: 金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H28.6.7解除: 渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 猿島町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海老町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウセンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町
	ショウギク、サンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	タケノコ	H24.4.5～H26.10.23解除: 木原市、木更津市 H24.4.6～: 佐原市、栄町 H24.4.11～: 旭市、白井市 H24.4.11～H26.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H26.10.23解除: 志津市 H24.4.18～H26.10.23解除: 芝山町
農産物	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 佐原市 H23.10.11～H26.10.14一部解除: 真狩市 H23.11.18～: 流山市 H23.12.22～H26.10.14一部解除: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.16～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～H26.3.19一部解除: 山武市 H24.11.14～H26.10.14一部解除: 葛南市
水産物	ギンブナ	H24.7.18～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。), 手賀川(支流を含む。)
	コイ	H26.7.3～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。), 手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H26.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛海水槽場及び印旛水門の上流、両側用水第一通水槽場の下流、八幡川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.3.18一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H24.5.21解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.1.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.2～9.10解除: 伊勢原市、相模原市 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 静岡市 H23.6.2～H24.10.19解除: 清水町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び粟島郡村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴鹤村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 長野市、御代田町 H24.10.1～: 小諸市、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H25.10.1～: 小諸市 H26.10.21～: 佐久市 H26.5.21～: 長野市、飯井沢町 H26.5.28～: 中野市、御代田町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 鳴鹤市

※ の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績:平成26年11月20日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
野菜	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.4.13～: 飯館村</p> <p>H23.9.8～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～: いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～: 南相馬市</p> <p>H26.8.22～: 西会津町</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、檜枝岐町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※■の箇所は摂取制限の対象